

はじめに

1 目的

名古屋市では、産業を振興する立場から、市内の工場の流出を防止したり、再投資をしやすくする環境を整備したりすることが大切だと考えています。

また、名古屋市を含む当地域が「アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを契機に、この地域に航空宇宙産業といった次世代産業の集積を積極的に図っていきたいと考えています。

そこで、企業の皆さんが設備投資しやすい環境整備のひとつの方法として、工場立地法により規制されている工場の新設や増設の際に整備が必要な緑地の面積率等を、市の条例により緩和しました。

緩和の基準を決めるにあたっては、名古屋市内において周辺環境との調和のとれた適正な工場立地が行われることを目指し、緑の創出と確保を規定した名古屋市の緑化地域制度を考慮しました。

この手引きは、条例制定を契機として、名古屋市における工場立地に係る制度の内容と手続きの方法を企業の皆さんにわかりやすく解説し、適正な工場立地を促進することを目的として作成しました。

はじめに、平成 25 年 4 月 1 日の条例施行により緩和した基準の概要を以下に示します。

工場立地法に基づく緑地面積率と環境施設面積率を緩和する一方、緑化地域制度との整合を図るため、あらたに名古屋市独自の基準に基づく緑化（以下「市独自緑化」といいます。）に取り組んでいただきます。

(1) 「名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例」に基づく基準

適用区域	環境施設面積率	緑化面積率 (緑地＋市独自緑化)	重複緑地算入率
	うち緑地面積率		
準工業地域	15%以上	15%以上	50%以下
	10%以上		
工業・工業専用地域	10%以上	15%以上	50%以下
	10%以上		
(参考) それ以外の地域	25%以上	(規定なし)	25%以下
	20%以上		

※ 「それ以外の地域」に適用する基準は、緩和前の基準（国の基準）と変わりません。

(2) 「名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例」に基づく基準

適用区域	環境施設面積率	緑化面積率 (緑地＋市独自緑化)	重複緑地算入率
	うち緑地面積率		
特区エリア	5%以上	10%以上	100%以下
	5%以上		

※ 「特区エリア」とは、名古屋市の区域のうち、名鉄常滑線、山崎川、名古屋港及び大江川で囲まれた区域を言います。

特区エリアの区域内において、市長が認める特定工場に限り適用されます。

2 参照法令等

この手引きにおいて参照する法令等及び使用する略表記は、以下のとおりです。

法令等の名称	略表記
工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）	立地法
工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 108 号）	一部改正法
工場立地法施行令（昭和 49 年政令第 29 号）	立地法施行令
工場立地法施行規則（昭和 49 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1 号）	立地法規則
工場立地に関する準則（平成 10 年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）	立地法準則
総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）	特区法
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例（平成 25 年名古屋市条例第 8 号）	準則条例
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例施行細則（名古屋市規則第 50 号）	準則条例細則
名古屋市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例実施要綱	準則条例要綱
名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例（平成 25 年名古屋市条例第 9 号）	特区条例
名古屋市総合特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則等に関する条例実施要綱	特区条例要綱